

肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱

	平成23年 4 月 1 日付け22農畜機第4380号
一部改正	平成23年 5 月25日付け23農畜機第 847 号
一部改正	平成24年 4 月 1 日付け23農畜機第5245号
一部改正	平成25年 4 月 1 日付け24農畜機第5464号
一部改正	平成26年 4 月 1 日付け25農畜機第2729号
一部改正	平成26年 5 月30日付け26農畜機第1043号
一部改正	平成26年 9 月30日付け26農畜機第2729号
一部改正	平成27年 4 月 1 日付け26農畜機第5746号
一部改正	平成27年 5 月11日付け27農畜機第 486 号
一部改正	平成27年10月29日付け27農畜機第3427号
一部改正	平成28年 3 月30日付け27農畜機第5499号
一部改正	平成28年 5 月 9 日付け28農畜機第 867 号
一部改正	平成28年10月 7 日付け28農畜機第3489号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第3685号
一部改正	平成29年 3 月29日付け28農畜機第6598号
一部改正	平成29年 8 月 9 日付け29農畜機第2679号
一部改正	平成30年 3 月16日付け29農畜機第6667号
一部改正	平成30年 3 月27日付け29農畜機第6821号
一部改正	平成30年 5 月25日付け30農畜機第1309号
一部改正	平成30年 7 月16日付け30農畜機第2384号
一部改正	平成30年 8 月 3 日付け30農畜機第2739号
一部改正	平成30年 9 月28日付け30農畜機第3683号
一部改正	平成30年10月 9 日付け30農畜機第3828号
一部改正	平成30年10月31日付け30農畜機第4298号
一部改正	平成30年11月 9 日付け30農畜機第4455号
一部改正	平成31年 3 月28日付け30農畜機第7603号
一部改正	令和 元年 7 月 8 日付け 元 農畜機第2234号
一部改正	令和 2 年 3 月30日付け 元 農畜機第7985号
一部改正	令和 2 年12月21日付け 2 農畜機第5158号
一部改正	令和 3 年 3 月26日付け 2 農畜機第7165号
一部改正	令和 4 年 3 月23日付け 3 農畜機第6629号
一部改正	令和 4 年 6 月22日付け 4 農畜機第1796号
一部改正	令和 5 年 1 月16日付け 4 農畜機第5523号

一部改正	令和 5 年 3 月 30 日付け	4 農畜機第 6 9 5 1 号
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日付け	5 農畜機第 8 6 5 7 号
一部改正	令和 7 年 3 月 27 日付け	6 農畜機第 8 4 7 1 号
一部改正	令和 8 年 3 月 26 日付け	7 農畜機第 8 4 1 5 号
一部改正	令和 8 年 7 月 13 日付け	8 農畜機第 2 5 1 6 号

我が国の肉用牛生産が、中山間地域の基幹的な農業部門として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることから、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、繁殖雌牛の増頭の実施への支援、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策、肉用牛流通促進対策、肉用牛導入支援、肉用牛流通の多様化の推進及び肉用牛の輸送体制の効率的、持続的な取組への支援等肉用牛生産に係る経営安定対策を補完する取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって、国産牛肉の安定供給を図るものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和 8 年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和 8 年 1 月 22 日付け 7 農畜機第 6862 号）又は令和 8 年度畜産業振興事業に係る追加公募（第 2 回）要領（令和 8 年 7 月 7 日付け 8 農畜機第 2417 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第 2 事業の名称等

本事業の名称等は、次のとおりとする。

1 肉用牛生産基盤強化等対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添 1 のとおりとする。

2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添２のとおりとする。

3 肉用牛流通促進対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添３のとおりとする。

4 肉用牛導入支援事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添４のとおりとする。

5 肉用牛流通多様化推進事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添５のとおりとする。

6 肉用牛輸送体制持続化支援事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添６のとおりとする。

第３ その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第２の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 肉用牛導入資金保証基盤整備事業実施要綱（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号。以下「肉用牛導入資金要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱に係る保証債務については、この要綱の別添５の第１の１の保証債務とみなす。
- 4 この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱第３の１の保証基金については、平成２２年度事業をもって閉鎖し、社団法人日本家畜商協会は第３の４の規定に基づき、保証金の補助金に相当する金額を機構に返還するものとする。
- 5 この要綱の制定前の肉用牛導入資金要綱第７の３の実績報告、第７の４の基金管理状況報告及び第８の帳簿等の整備保管等の規定については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年５月２５日付け２３農畜機第８４７号）

この要綱は、平成２３年５月２５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２４年４月１日付け２３農畜機第５２４５号）

- １ この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
- ２ 平成２３年度に終了した事業については、この要綱による改正前の肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２農畜機第４３８０号）の別添１の第９、別添２の第６、別添３の第９、別添４の第７、別添５の第２の３、別添６の第７並びに別添７の第６及び第１０の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成２５年４月１日付け２４農畜機第５４６４号）

- １ この要綱の改正は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ 平成２４年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成２６年１月８日付け２５農畜機第４０４３号）

この要綱の改正は、平成２６年１月８日から施行する。

附 則（平成２６年４月１日付け２５農畜機第５６７５号）

- １ この要綱の改正は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ 平成２５年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- ３ 平成２５年１１月１日から平成２６年３月３１日までの間に発生した豪雪被害により、市町村から豪雪による畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面（以下「罹災証明書等」という。）の交付を受けた者は、本要綱の別添３の第２の３の（１）のイ及びウの要件を満たさない場合であっても、当該豪雪による被害を受けた繁殖雌牛の頭数を上限として、期中に導入又は保留した頭数を奨励金交付対象頭数とみなして奨励金を交付することができるものとする。
- ４ 平成２５年１１月１日から平成２６年３月３１日までの間に発生した豪雪被害により、市町村から罹災証明書等の交付を受けた者であって、別添３の第２の３の（１）の要件を満たす者にあつては、同第２の３の（３）の奨励金交付対象頭数に加えて、当該豪雪により被害を受けた繁殖雌牛の頭数を上限として、期中に導入又は保留した頭数を奨励金交付対象頭数とみなして奨励金を交付することができるものとする。
- ５ 平成２２年度に発生した口蹄疫に起因して生じた事態により、繁殖雌牛の育種価又は期待育種価が算定できない地域にあつて、都道府県が推奨する種雄牛

から生産された繁殖雌牛が、別添3の第2の3の(2)のオの要件と同等の育種価又は期待育種価であると理事長が特に認める場合には、同事業の奨励金交付対象牛とする。

附 則（平成26年5月30日付け26農畜機第1043号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年5月30日から施行する。
- 2 本要綱の別添1の別表の1の(1)のウ及び(2)のウにおける農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針終了日までの間になされた農用地の借入れについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日付け26農畜機第2729号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年9月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月1日26農畜機第5746号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年5月11日27農畜機第486号）

この要綱の改正は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月29日27農畜機第3427号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年10月29日から施行する。
- 2 平成27年台風第18号の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する畜産関連罹災証明書の交付を受けた別添3の第2の3の(1)の要件を満たす者にあつては、平成27年12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数から平成27年台風第18号後の繁殖雌牛の飼養頭数を差し引いた頭数を別添3の第2の3の(3)の規定にかかわらず、奨励金交付対象頭数とみなして、奨励金を交付することができるものとする。

附 則（平成２８年３月３０日付け２７農畜機第５４９９号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 平成２７年台風第１８号の被害により、市町村から畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する畜産関連罹災証明書の交付を受けた者は、本要綱の別添２の第２の３の（１）のイの要件を満たさない場合であっても、平成２８年１２月３１日現在の繁殖雌牛飼養頭数から平成２７年台風第１８号後の繁殖雌牛の飼養頭数を差し引いた頭数に、更に平成２７年度の奨励金交付対象頭数を差し引いた頭数を別添２の第２の３の（３）の規定にかかわらず、奨励金交付対象頭数とみなして、奨励金を交付することができるものとする。

附 則（平成２８年５月９日付け２８農畜機第８６７号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年５月９日から施行する。ただし、別添５の第１の事業については、平成２８年４月１４日から適用する。
- 2 この要綱の改正後の別添５の第１の事業について、平成２８年４月１４日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の肉用牛経営安定対策補完事業（熊本地震緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成２８年１０月７日付け２８農畜機第３４８９号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年１０月７日から施行し、平成２８年８月１６日から適用する。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添５の第１の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添５の第１の事業のうち平成２８年台風第７号等に係る事業について、平成２８年８月１６日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続

については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成28年10月21日付け28農畜機第3685号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用する。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添5の第1の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添5の第1の事業のうち平成28年台風第16号による被災に係る事業について、平成28年9月17日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成29年3月29日付け28農畜機第6598号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年8月9日付け29農畜機第2679号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月7日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添5の第1の1の（1）の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添5の第1の1の（2）事業について、平成29年6月7日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48

号一 1) 14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月16日付け29農畜機第6667号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正前の別添5の第1の1に規定により実施された事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添5の第2の1の（2）事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号一 1) 14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月27日付け29農畜機第6821号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年5月25日付け30農畜機第1309号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年5月25日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添5の第2の1の事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号一 1) 14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実

施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成３０年７月１６日付け３０農畜機第２３８４号）

この要綱の改正は、平成３０年７月１６日から施行し、平成３０年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成３０年８月３日付け３０農畜機第２７３９号）

- １ この要綱の改正は、平成３０年８月３日から施行し、平成３０年５月２０日から適用するものとする。
- ２ 平成３０年７月１６日付け３０農畜機第２３８４号によるこの要綱の改正の適用期日は、１と同様とする。
- ３ この要綱の改正後の別添５の第２の事業について、平成３０年５月２０日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成３０年９月２８日付け３０農畜機第３６８３号）

この要綱の改正は、平成３０年９月２８日から施行し、平成３０年北海道胆振東部地震又は平成３０年台風第２１号による畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成３０年１０月９日付け３０農畜機第３８２８号）

- １ この要綱の改正は、平成３０年１０月９日から施行し、平成３０年９月３日から適用するものとする。
- ２ 平成３０年９月２８日付け３０農畜機第３６８３号によるこの要綱の改正の適用期日は、１と同様とする。
- ３ この要綱の改正後の別添５の第２の事業について、平成３０年９月３日から

補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年10月31日付け30農畜機第4298号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行し、平成30年9月28日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添5の第2の事業について、平成30年9月28日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年11月9日付け30農畜機第4455号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年11月9日から施行する。
- 2 この要綱の改正後の別添5の第2の2の事業における着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定によるものとする。

附 則（平成31年3月28日付け30農畜機第7603号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和元年7月8日元農畜機第2234号）

この要綱の改正は、令和元年7月8日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元農畜機第7985号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年12月21日2農畜機第5158号）

この要綱の改正は、令和2年12月21日から施行する。

附 則（令和3年3月26日付け2農畜機第7165号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月23日付け3農畜機第6629号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年6月22日付け4農畜機第1796号）

この要綱の改正は、令和4年6月22日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令和5年1月16日付け4農畜機第5523号）

この要綱の改正は、令和5年1月16日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第6951号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年3月29日付け5農畜機第8657号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和7年3月27日付け6農畜機第8471号）

- 1 この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和8年3月26日付け7農畜機第8415号）

- 1 この要綱の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和8年7月13日付け8農畜機第2516号）

この要綱の改正は、令和8年7月13日から施行する。